				児童手		_	氏名住戶	听	等変更		_/Щ	提	出 年	月	\exists	※受付	確認年月日
つくば市長宛て											令和	•	•		令和		
受 合 🕏			氏名 (法人名等)									職業		被用者公務員(勤務先		者等でない者)
	変	更前	住所 (法人の主たる事務所の 所在地)	₹	-								電話	()	
			公的年金制度の 種別	ア . 厚生 イ . 国民	年金保険 年金	食(※) ウ. そ	の他()				の組合員 [*] 裁員共済	である場	合は括弧 国家公務		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	てください。 方公務員等共済
	変 更		氏名 (法人名等)									職業		被用者公務員(勤務先		者等でない者)
		更 後	住所 (法人の主たる事務所の 所在地)	₹	-								電話	()	
			公的年金制度の 種別	ア. 厚生 イ. 国民	年金保隆 年金	食(※) ウ. そ	の他()				の組合員 戦員共済		合は括弧 国家公務)を記入して ()地:	てください。 方公務員等共済
_		変	更年月日		令和]		•			•						
男	変更前	更前	氏名														
		住所	₹									電話	()		
	変更後	更 後	氏名														
			住所	₹	_								電話	()	
-		変	更年月日		令和	1		•			•						
	変更前	更前	氏名														
			住所	F	_								電話	()	
	変更	更後	氏名	_													
		-1 -	住所	₹	- Λ τ-								電話	()	
奎	多		更年月日		令和			•			•						
	変更	更前	氏名	Ŧ													
			住所	'									電話	()	
	変更後	更後	氏名	Ŧ	_												
	変		更年月日 東年月日	'	令和	1		•			•		電話	()	
	変更前		氏名														
		更前	住所	Ŧ	-								電話	()	
			氏名										电炉			,	
	変	更後	住所	₹	-								電話	()	
ŀ		変	更年月日		令和	1		•			•			,		•	
備 考								受給			所在地 氏名	事務所の	₹	電話		()
										(治	长人名						
)	酥	の注意	意をよく読んでか	ら記え	してく	ださ	い.				7	经付	Į Į	合		入力	確認

注意

- 1 この届は、以下の場合に提出してください。
 - ① 受給者が氏名、住所(受給者が法人である場合は法人名及び代表者氏名又は主たる事務所の所在地)を変更した場合
 - ② 受給者が養育(監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。)をする 児童等(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち、受給者によって監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護並びにその生計費の相当部分の負担が行われている者をいいます。以下同様です。)が氏名又は住所を変更した場合
 - ③ 受給者の配偶者が氏名又は住所を変更した場合
 - ④ 受給者が配偶者を有するに至った場合又は配偶者を有しない者となるに至った場合
 - ⑤ 受給者が被用者又は非被用者等でない者の別を変更した場合
- 2 受給者の住所の変更について、この届を提出する必要があるのは、受給者が当該市町村(特別区を含みます。以下同様です。)内で住所を変更した場合に限られ、受給者が他の市町村に住所を変更した場合は、受給事由消滅届を提出していただくことになります。
- 3 児童等の住所の変更のうち、次の場合は、住所を変更した後、その児童等の住民票の写し又は住民票 記載事項証明書であって、その児童等が世帯主である場合にはその旨、その児童等が世帯主でない場合 には世帯主との続柄が記載されたものを添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事 実を公簿等(マイナンバー制度による情報連携を含みます。)によって市町村長(特別区の区長を含み ます。)が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
 - ① 当該市町村から他の市町村に住所を変更した場合
 - ② 他の市町村から更に別の市町村に住所を変更した場合
 - ③ 他の市町村の区域内で住所を変更した場合
- 4 児童等の住所の変更のうち、留学により日本国内に住所を有しなくなった場合は、当該児童等が日本国内に住所を有 しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類を添えて提出してください。
- 5 この届は、1 の①から④までに係る事項を変更してから 14 日以内に、1 の⑤に係る事項を変更した場合は速やかに提出してください。

備考

- ... 1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
- 2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。